

役員及び評議員等の
報酬等に関する規程

社会福祉法人 鞍手児童福祉会

社会福祉法人 鞍手児童福祉会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鞍手児童福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |

(役員の報酬の総額)

第4条 定款第二一条の理事に対する各年度の報酬の総額は 800,000 円を超えない範囲とする。

- 2 定款第二一条の監事に対する各年度の報酬の総額は 200,000 円を超えない範囲とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月の月末をもって締切り、翌月16日に支払うものとする。但し、その日が日曜日・祝日・金融機関休業日の時は、それ以前直近の金融機関営業日とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令等の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成30年3月26日(評議員会の決議日)から施行し、平成30年4月1日より適用する。

1. 平成31年3月25日一部改正(適用日:平成31年4月1日)

別表第1（常勤の理事の報酬）

業務内容		日 額
理事会・評議員会への出席		7,000 円
上記の他、法人・施設業務 のための出勤及び出張	1. 法人本部で行う会議	
	2. 宮若市内・鞍手郡内・遠賀郡内及び隣接市町村地区	8,400 円
	3. 2以外の県内地区	9,600 円
	4. 県外地区	9,800 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

業務内容	日 額
理事会・評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

(2) 監事

業務内容	日 額
監事監査への出席	7,000 円
理事会・評議員会への出席	
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

別表3（評議員の報酬）

業務内容	日 額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	

別表4（評議員選任・解任委員の報酬）

業務内容	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	